

病後児保育受入の基準



<主な疾患・その他>

疾患	一般保育開始日	病後児保育受け入れ基準
風邪	発熱、咳、鼻水などの症状が回復し、普段の食事ができること	解熱後 1 日以上経過している 受診した結果が「風邪」の診断であるが、咳・鼻水などの症状が重く、微熱が残っていて、集団生活ができない場合
手足口病	発しん・水疱などが治まり、発熱がなく、普段の食事ができること	解熱後 1 日以上経過しているが、口腔内の水疱や潰瘍のため普段の食事がまだ摂れない場合
ヘルパンギーナ	解熱し、口腔内の痛みがなくなり、普段の食事ができること	解熱後 1 日以上経過しているが、口腔内の水疱や潰瘍のため普段の食事がまだ摂れない場合
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間を経て、解熱し、全身状態がよいこと	抗菌薬内服後 24 時間以上経過しているが、まだ微熱が残っている場合
りんご病 (伝染性紅斑)	発しんが出現した頃にはすでに感染力は消失しているため、全身状態がよいこと	希望がある場合 (通常保育で不安のある場合)
突発性発疹	解熱後 1 日以上経過し、全身状態がよいこと	解熱後 1 日以上経過しているが、普段の食事がまだ摂れない場合
やけど	患部が覆えていて清潔が保てる状態であり、集団生活が可能であること	やけどの程度、場所により、集団生活ができない場合
骨折	患部の固定がしてあり、集団生活が可能であること	患部の固定をした当日 骨折した場所により、集団生活ができない場合
切傷などの怪我	縫合（縫った）した傷が、開いてしまう心配がないこと	縫合した当日、抜糸した当日 傷の大きさによって、傷口が開いてしまう心配があり、集団生活ができない場合

*体温は 37.5℃以下（基準）であること。

*食物アレルギーでエピペン等の薬剤処方のある方は受け入れできません。（在園児は可能）

*感染性の強い疾患（学校感染症の第二種感染症、感染性胃腸炎等）は受け入れできません。

第二種感染症：インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふく）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

